

役員等の報酬及び費用に関する規程

社会福祉法人 悠泰の郷

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠泰の郷（以下「法人」という）の理事、評議員、監事及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用について定めたものである。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 本規定でいう役員とは理事及び監事をいう。
- 3 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 4 非常勤役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- 5 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- 6 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- 7 報酬等とは、報酬その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- 8 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 報酬については、勤務実態に即して支給することとし、理事、評議員、監事等の地位にあることのみよっては支給しない。

(報酬額の定め方)

第4条 定款第8条及び第21条の規定に基づき、**評議員会**で定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 各年度の報酬総額上限 別表第1に定める額
- 3 報酬額 別表第2に定める額

(費用)

第5条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が法人業務のため出張する場合は旅費等を支給することができる。

- 2 役員、評議員及び評議員選任・解任委員は、会議等出席1回につき交通費を5,000円とする。

- 3 県外からの会議等の出席につき、鉄道、航空機、バス及び有料道路代等の交通費に関し、合理的な順路に従い実費を支給する。
- 4 その他の費用については法人の諸規程の定めにより評議員会において定める総額の範囲で実費を支給する。

(支払方法)

- 第6条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬等の支給時期は、支払事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その金額を払う。
- 2 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

(公表)

- 第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

- 第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成18年 1月 1日より施行する。

附則 平成26年9月1日最終改訂

附則 平成29年6月9日最終改訂

別表 1 (各年度の報酬総額上限)

- (1) 評議員 1,000,000 円
- (2) 役員及び評議員選任・解任委員 1,000,000 円

別表 2 (報酬額)

(1) 評議員

	日額
評議員会等への出席 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円 (5,157 円)

(2) 理事

	日額
理事会等への出席 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円 (5,157 円)

(3) 監事

	日額
理事会及び評議員会等への出席 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円 (5,157 円)

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円 (5,157 円)